			市町村
る外郭施設の延長	［略］	［三・四　略］	［一　略］
外郭施設の延長当たり海面に係る水産業者数	［略］	［略］	二　下水道　人口
漁業就業者比率	［略］	［略］	費
則によつて調査した平成二十五年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）を測定単位の数値で除して得た数 国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における産業分類別就業者数のうち B 漁業の就業者数に一〇〇を乗じて得た数を人口で除して得た数	［略］	［略］	超過算定対象資本費単価
	［略］	［略］	［略］
			昭和六十三年度以降に供用を開始した当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する公共下水道事業等のうち、次の⑴及び⑵に掲げる基準に該当する公共下水道事業等（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「対象下水道事業」という。）に係る前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく算定対象資本費（市町村の組織する組合が経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費にあつては、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村が経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費）とみなす。）の額を当該事業に係る有収水量で除して得た有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額（表示単位は円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から五十三を控除した数に、対象下水道事業のうち地方公営企業法（昭和二十七年法律第二

			市町村
る外郭施設の延長	［同上］	［三・四　同上］	［一　同上］
外郭施設の延長当たり海面に係る水産業者数	［同上］	［同上］	二　下水道　人口
漁業就業者比率	［同上］	［同上］	費
則によつて調査した平成二十五年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）を測定単位の数値で除して得た数 産業分類別就業者数のうち B 漁業の就業者数に一〇〇を乗じて得た数を人口で除して得た数	［同上］	［同上］	超過算定対象資本費単価
	［同上］	［同上］	［同上］
			昭和六十二年度以降に供用を開始した当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する公共下水道事業等のうち、次の⑴及び⑵に掲げる基準に該当する公共下水道事業等（以下「対象下水道事業」という。）に係る前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく算定対象資本費（市町村の組織する組合が経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費にあつては、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村が経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費）とみなす。）の額を当該事業に係る有収水量で除して得た有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額（表示単位は円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から五十一を控除した数に、対象下水道事業のうち地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の適用があるもの（以下この号及び別表第三の五⑴